

「室蘭市地域医療連携・再編等推進協議会」に係る ワーキンググループ（分科会）の設置について

- 室蘭市から標記ワーキンググループの設置につきまして情報提供がありましたので、ご報告いたします。
- また、ワーキンググループの開催状況等につきましては、本調整会議においても必要に応じて情報共有していきたいと考えております。

■ ワーキンググループの概要

目的	協議会に諮る前段での論点整理、情報連携などを行うため
構成員	3病院の事務（局）長 アドバイザー（北海道〔保健福祉部地域医療推進局地域医療課〕）
事務局	室蘭市保健福祉部健康推進課

（添付資料）

- ・ワーキンググループ（分科会）の設置について
- ・室蘭市地域医療連携・再編等推進協議会設置要綱

ワーキンググループ（分科会）の設置について

令和5年（2023年）2月
室蘭市地域医療連携・再編等推進協議会

1. 設置の目的

室蘭市地域医療連携・再編等推進協議会設置要綱第6条の規定に基づき、「第2次中間取りまとめ」の具体化を図ることを目的に、室蘭市地域医療連携・再編等推進協議会（以下「協議会」という。）に諮る前の議題の論点整理や情報連携等を行うワーキンググループを設置する。

2. 構成員

- (1) ワーキンググループの構成員は、協議会構成員の所属する各病院の事務（局）長とする。
- (2) ワーキンググループには、専門的知見による助言等を徴取するためアドバイザーを設置し、北海道に職員の派遣を依頼する。

3. 招集

ワーキンググループは、室蘭市地域医療連携・再編等推進協議会会長が招集する。

4. 事務

ワーキンググループの事務は、室蘭市保健福祉部健康推進課において処理する。

室蘭市地域医療連携・再編等推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 「室蘭市地域医療あり方検討会」の提言を受け、市内の基幹となる3病院における診療機能の統合・再編や病院数の縮小に向けた再編等について、地域医療構想の動向も考慮しながら協議・検討することを目的として、「室蘭市地域医療連携・再編等推進協議会」(以下、「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議を行う。

- (1) 診療機能の統合・再編に関すること。
- (2) 病院数の縮小に関すること。
- (3) その他、地域医療の確保に関すること。

(構成機関)

第3条 協議会は、次の機関の代表者等で構成する。

- (1) 製鉄記念室蘭病院、日鋼記念病院、市立室蘭総合病院
- (2) 公益社団法人室蘭市医師会
- (3) 室蘭市
- (4) その他必要と認める機関

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、市長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、必要の都度会長が招集する。

(分科会)

第6条 協議会には、必要に応じて分科会を設置し、第2条に規定する「協議事項」に関する協議を行うことができることとする。

なお、この分科会には、必要に応じて構成員以外の者を加えることができることとする。

(アドバイザー)

第7条 会長は、室蘭市の地域医療の確保に向け、必要に応じて、医育大学等の外部有識者(以下「アドバイザー」という。)から専門的見地による意見等を徴取するため、アドバイザーを設置する。

なお、徴取する意見等に応じ、アドバイザーを追加できるものとする。

- 2 アドバイザーは、会長からの求めに応じ、必要な助言等を行うものとする。

(守秘義務)

第8条 構成員及びアドバイザーは、協議会において職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(その他)

第9条 協議会に関する事務は、室蘭市保健福祉部健康推進課において処理する。

- 2 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に当たり必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年9月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月5日から施行する。

協 議 会 構 成 員 名 簿

所 属	職 名	氏 名	備 考
社会医療法人 製鉄記念室蘭病院	理 事 長	松木 高雪	
社会医療法人 製鉄記念室蘭病院	病 院 長	前田 征洋	
社会医療法人母恋	理 事 長	有賀 正	
社会医療法人母恋 日鋼記念病院	院 長	高橋 弘昌	
市立室蘭総合病院	病院事業管理者	新井 一	
市立室蘭総合病院	病 院 長	高橋 典之	
公益社団法人 室蘭市医師会	会 長	野尻 秀一	
室 蘭 市	市 長	青山 剛	(会 長)
室 蘭 市	副 市 長	小泉 賢一	